

ID: 182

担当部署: 都市建設課

処分の概要	駐車場の使用の決定
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町営住宅条例 第46条第2項から第5項まで
例 規 番 号	平成9年条例第21号
<p>【基準】</p> <p>第45条、第46条、柴田町営住宅条例施行規則第24条及び第25条の規定による。 (使用者の資格)</p> <p>第45条 共同施設として整備された駐車場(以下「駐車場」という。)を使用することができる者は、町営住宅の入居者で次の各号のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1) 本人又は同居者が自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する自動車のうち、4輪の自動車(貨物を除く。)、小型自動車及び軽自動車をいう。)を所有し、若しくは所有の見込みがあり、又はこれらと同様の事情にあること。</p> <p>(2) 本人又は同居者が自ら使用している自動車の駐車場を必要としていること。</p> <p>(3) 第29条第1項に規定する高額所得者に認定されていない者であること。</p> <p>(使用の申込み等)</p> <p>第46条 前条に該当する者で駐車場を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。</p> <p>2 町長は、使用の申込みをした者(以下「使用申込者」という。)の数が使用させるべき駐車場の区画の数を超える場合には、規則で定めるところにより使用予定者を決定する。</p> <p>3 町長は、使用申込者の数が使用させるべき駐車場の区画の数を超えない場合には、当該使用申込者を使用予定者として決定する。</p> <p>4 町長は、使用予定者が使用予定者の決定を取り消されたとき、次条第2項の規定による許可を受けた者(以下「使用許可者」という。)が使用の許可を取り消されたとき、又は使用者が駐車場を明け渡したときは、規則で定めるところにより使用予定者を決定する。</p> <p>5 町長は、前3項の規定にかかわらず、使用申込者が身体障害者である場合その他特別な理由がある場合で、駐車場の使用が必要であると認めるときは、特定の者を優先して使用予定者として決定することができる。</p> <p>6 町長は、第2項から前項までの規定にかかわらず、使用申込者が第39条第1項第1号から第6号までの規定のいずれかに該当する場合には、当該使用申込者を使用予定者として決定しないことができる。</p> <p>7 町長は、第2項から前項までの規定により使用予定者を決定したときは、当該使用予定者として決定した者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>(優先的に使用できる場合)</p> <p>第24条 条例第46条第5項に規定する身体障害者である場合その他特別な理由がある場合は、公開による抽選を行う場合において、使用申込者又は同居者が次のいずれかに該当する者である場合とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(2) 色素性乾皮症の患者</p> <p>(3) 療育手帳の交付を受けている者</p>	

(使用予定者の不決定)

第25条 条例第46条第6項の規定により、使用申込者を使用予定者として決定しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条例第39条第1項第1号に該当する場合
- (2) 条例第39条第1項第2号に該当し、かつ、分割納付の誓約を履行していない場合
- (3) 条例第39条第1項第3号から第6号までに該当し、かつ、著しい違反がある場合

2 条例第46条第6項の規定による使用予定者として決定しない旨の通知は、駐車場使用予定者不決定通知書(様式第30号)により行うものとする。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日